

岐阜県公報

号 外 (八) 令和 七 年 四 月 一 日

目 次

告 示

○ 公金事務の委託	(税 務 課)	一
○ 指定納付受託者の指定	(地 域 振 興 課)	二
○ 公金事務の委託	(同)	二
○ 公金事務の委託	(産業・デジタル推進課)	二
○ 指定納付受託者の指定	(出 納 管 理 課)	三
○ 公金事務の委託	(博 物 館)	三

告 示

岐阜県告示第百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により
公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区大手町二丁目三番一号	県税及び特別法人事業税に係る徴収金	令和七年四月一日	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
一般社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二六四八番地の二	自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税環境性能割に係る徴収金	同右	令和七年四月一日から令和八年四月七日まで
株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目五八番地	県税に係る徴収金	令和六年十一月十九日	令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで

岐阜県告示第百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目一番一号	令和七年四月一日	ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目二番地	同右	同右	同右
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号	同右	同右	同右
PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号	同右	同右	同右
楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号	同右	同右	同右
アンビユー株式会社 東京都品川区大崎一丁目二番二号	同右	同右	同右

岐阜県告示第百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区大手町二丁目三番一号	ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金	令和七年四月一日	令和七年四月一日	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

岐阜県告示第百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ 東京都中央区日本橋大伝馬町一番四号	ソフトピアジャパンセンター目的外使用料	令和七年三月十一日	令和七年四月一日	令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

岐阜県告示第百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目一番一号	令和七年四月一日	岐阜県オンライン申請システムの各種手続における申請手数料等	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

岐阜県告示第百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
昭和建物管理株式会社岐阜支社 岐阜市宇佐南四丁目八番一六一二〇一号	岐阜県博物館 条例（昭和五十一年岐阜県条例第八号） 第六条に規定する入館料	令和七年四月一日	令和七年四月一日	令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで

令和七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社